

「移動」を「エコ」に。 スマートムーブ通勤月間

エコドライブ

公共交通機関

徒歩・自転車

参加企業・団体 募集中！

優れた取組をした団体は表彰対象！！

スマートムーブとは、その時の状況に応じて、環境に優しい移動方法を選択するライフスタイルのことです。

例えば

- 電車やバスを積極的に利用しよう
- 近い場所へは徒歩・自転車で
- 自動車の運転はエコドライブで

エコドライブしよう！



もったいない・あおり県民運動
キャラクター「エッコー」

スマートムーブ通勤月間とは、10月1日～31日までの間、CO₂排出量の削減に向け

5日以上「ノーマイカー通勤」や**「エコドライブ通勤」**

にチャレンジしていただく取組です。

マイカー通勤の方も参加できます！

以下のうち、5項目以上にお取り組みください！

エコドライブ 10 のすすめ

出典：エコドライブ普及連絡会

<p>①自分の燃費を把握しよう</p>	<p>②ふんわりアクセル「eスタート」</p> <p>最初の5秒で時速20kmが目安です。</p>	<p>③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転</p>	<p>④減速時は早めにアクセルを離そう</p>	<p>⑤エアコンの使用は適切に</p> <p>エアコンは冷却・除湿用。暖房のみ必要な場合は、エアコンスイッチをオフ。</p>
<p>⑥ムダなアイドリングはやめよう</p>	<p>⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう。</p>	<p>⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備</p> <p>タイヤの空気圧は1か月で5%程度減少します。</p>	<p>⑨不要な荷物はおろそう</p>	<p>⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう</p>

詳細・お申込は
県庁ウェブサイト又は
裏面をチェック！



スマートムーブ通勤月間

検索



実施期間

10月1日～
31日

令和4年度スマートムーブ通勤月間の参加方法

詳しくは、県庁ウェブサイト掲載の「令和4年度スマートムーブ通勤月間実施要領」を御確認ください。

Step① 参加登録 申込み〆：9月28日（水）

- 下記の「令和4年度スマートムーブ通勤月間参加登録書」をメール又はFAXで県へ提出してください。様式は下欄を御利用いただくか、県ウェブサイトからダウンロードしてください。
 - ・参加登録受付後、スマートムーブ通勤月間参加事業所用ポスターをお送りします。



※部署単位（1名～）でも参加が可能です。

Step② 周知

- 事業所内で、社員・職員等の皆様に、スマートムーブ通勤月間への参加を周知しましょう。

Step③ 実践

- 10月1日～31日までの1か月間のうち、**5日以上**スマートムーブ通勤に取り組みましょう！

マイカー通勤の方 次の①、②の取組を合計5日以上実践しましょう！どちらか一方だけでもOKです。

- ①マイカー通勤をできるだけ控え、電車やバス・自転車・徒歩などの「**ノーマイカー通勤**」に取り組む。
- ②ノーマイカー通勤が困難な場合、「**エコドライブ通勤**」に取り組む。
(エコドライブ通勤 = 「エコドライブ10のすすめ」から5つ以上のポイントを実践すればOK！)

普段から、電車やバス・自転車・徒歩で通勤している方

普段どおり、引き続きノーマイカー通勤の実践をお願いします！

Step④ 実績報告

- 事業所分を取りまとめ、「実績報告書」(エクセルファイル)に入力し、11月11日(金)までにメール又はFAXで県へ提出してください。「実績報告書」様式は県庁ウェブサイトからダウンロードできます。

スマートムーブ通勤アワード

- 参加事業所の中から、優れた取組を行った事業所を令和4年度に青森市内で開催予定の表彰式において表彰します。工夫した取組については「実績報告書」へ記載してください。

お問い合わせ：青森県環境生活部環境政策課地球温暖化対策グループ
〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL:017-734-9243

青森県庁ウェブサイト

スマートムーブ通勤月間

Q検索

E-mail kankyo@pref.aomori.lg.jp FAX 017-734-8065 青森県環境生活部環境政策課 行き

令和4年度スマートムーブ通勤月間 参加登録書

事業所名			
事業所所在地	〒		
担当者 所属部署		担当者氏名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			参加予定人数 名
事業所名 の公表	希望する	希望しない	